

兵庫県公報

令和8年9月8日 火曜日 第752号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 令和8年度砂利採取業務主任者試験の実施（地域産業立地課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 保安林の指定の解除（治山課）	6
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	9

公安委員会告示

○ 各警備業務に係る検定合格者審査	9
-------------------	---

警察本部公告

○ 落札者等の公示	11
-----------	----

告 示

兵庫県告示第931号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	怪談 喰わせる人妻 しゃぶりつく淫魔	オーピー映画

~~~~~

### 兵庫県告示第932号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 試験日時

令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで

## 2 試験場所

神戸市中央区山本通4丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館 2階 201号室

## 3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令事項

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項

## 4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html)) に掲載。  
または、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルのサイズのものとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に110円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和8年10月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、または受験手数料7,600円を電子納付すること。  
電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

## 5 合格者の発表

令和8年11月27日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html)) に掲載。

## 6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

電話 (078) 362-3373

~~~~~

兵庫県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

九名井土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

長 澤 清 允

住 所

伊丹市口酒井1丁目6番36号

同	藤 本 美恵子	伊丹市岩屋1丁目5番5号
同	津 田 悟	同 市森本6丁目131番地
同	荒 木 俊 光	同 市口酒井1丁目1番1号
同	梶 山 治 文	同 市口酒井1丁目4番16号
同	荒 木 建 次	同 市口酒井1丁目3番36号
同	稲 田 勇次郎	尼崎市田能3丁目26番8号
同	天 満 浩 司	同 市田能3丁目13番1号
監 事	亀 田 寿 一	同 市田能3丁目14番21号
同	長 澤 正 人	伊丹市森本3丁目23番地
同	上 田 志 郎	同 市口酒井1丁目4番30号
同	藤 本 潔	同 市西野8丁目3番地 桜台ハイツ2-308号
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 清 允	伊丹市口酒井1丁目6番36号
同	長 澤 正 人	同 市森本3丁目23番地
同	長 澤 正 彦	同 市岩屋1丁目5番47号
同	荒 木 俊 光	同 市口酒井1丁目4番4号
同	梶 山 治 文	同 市口酒井1丁目4番16号
同	梶 山 登	同 市口酒井1丁目6番31号
同	栗 生 稔	尼崎市田能3丁目18番13号
同	栗 生 智 哉	同 市田能3丁目17番20号
監 事	天 満 浩 司	同 市田能3丁目13番1号
同	松 下 正 之	伊丹市森本6丁目98番地
同	上 田 志 郎	同 市口酒井1丁目4番30号
同	寺 田 一 壽	尼崎市田能3丁目31番1号

~~~~~

#### 兵庫県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 伊丹千僧土地改良区

##### 退任役員

|       |         |                              |
|-------|---------|------------------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                          |
| 理 事   | 佐 藤 稔   | 伊丹市千僧2丁目226番地                |
| 同     | 佐 藤 昭 五 | 同 市千僧3丁目78番地                 |
| 同     | 前 田 勉   | 同 市千僧2丁目211番地                |
| 同     | 上 谷 祐 一 | 同 市千僧4丁目25番地1<br>千上マンション201号 |
| 同     | 岩 田 政 男 | 同 市千僧2丁目73番地                 |
| 監 事   | 佐 藤 元 昭 | 同 市千僧2丁目127番地                |
| 同     | 杉 田 真 一 | 同 市千僧2丁目123番地                |

##### 就任役員

|       |         |                              |
|-------|---------|------------------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                          |
| 理 事   | 佐 藤 稔   | 伊丹市千僧2丁目226番地                |
| 同     | 佐 藤 昭 五 | 同 市千僧3丁目78番地                 |
| 同     | 前 田 勉   | 同 市千僧2丁目223番地                |
| 同     | 上 谷 祐 一 | 同 市千僧4丁目25番地1<br>千上マンション201号 |

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 同   | 岩 田 政 男 | 伊丹市千僧2丁目73番地  |
| 監 事 | 佐 藤 元 昭 | 同 市千僧2丁目127番地 |
| 同   | 杉 田 真 一 | 同 市千僧2丁目123番地 |

~~~~~

兵庫県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

平野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 本 隆 好	三田市下相野1187番地
同	佐 原 光 久	同 市下相野1416番地
同	藪 田 明	同 市下相野1741番地 1
同	青 壁 悦 夫	同 市下相野1416番地
同	吉 井 福 徳	同 市下相野1534番地66
監 事	川 邊 元	同 市下相野1416番地
同	竹ヶ鼻 啓 維	同 市下相野1416番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 本 隆 好	三田市下相野1187番地
同	佐 原 光 久	同 市下相野1416番地
同	藪 田 明	同 市下相野1741番地 1
同	青 壁 悦 夫	同 市下相野1416番地
同	吉 井 福 徳	同 市下相野1534番地66
監 事	川 邊 元	同 市下相野1416番地
同	竹ヶ鼻 啓 維	同 市下相野1416番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 沢野土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 西 田 政 介 | 丹波市青垣町佐治188番地 1 |
| 同     | 安 井 孝 夫 | 同 市青垣町沢野587番地 1 |
| 同     | 古 川 浩 和 | 同 市青垣町沢野261番地   |
| 同     | 開 田 証 三 | 同 市青垣町沢野234番地   |
| 同     | 足 立 克 己 | 同 市青垣町沢野819番地   |
| 同     | 足 立 公 博 | 同 市青垣町沢野751番地 2 |
| 同     | 土 田 良 造 | 同 市青垣町沢野830番地   |
| 同     | 土 田 拓 実 | 同 市青垣町沢野768番地   |
| 同     | 足 立 弘 行 | 同 市青垣町沢野667番地   |
| 同     | 宮 垣 誠   | 同 市青垣町佐治396番地   |
| 監 事   | 足 立 正 義 | 同 市青垣町沢野815番地   |

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 同     | 土 田 悦 司 | 丹波市青垣町沢野828番地 1 |
| 就任役員  |         |                 |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 中 尾 久 盛 | 丹波市青垣町沢野299番地 1 |
| 同     | 古 川 忠 之 | 同 市青垣町佐治177番地 3 |
| 同     | 古 西 文 明 | 同 市青垣町沢野175番地 1 |
| 同     | 田 村 基   | 同 市青垣町沢野279番地   |
| 同     | 足 立 克 己 | 同 市青垣町沢野819番地   |
| 同     | 土 田 悦 司 | 同 市青垣町沢野828番地 1 |
| 同     | 土 田 良 造 | 同 市青垣町沢野830番地   |
| 同     | 土 田 拓 実 | 同 市青垣町沢野768番地   |
| 同     | 足 立 弘 行 | 同 市青垣町沢野667番地   |
| 同     | 宮 垣 誠   | 同 市青垣町佐治396番地   |
| 監 事   | 足 立 公 博 | 同 市青垣町沢野751番地 2 |
| 同     | 北 山 直 樹 | 同 市青垣町沢野233番地   |

~~~~~

兵庫県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

波々伯部北土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	津 田 純 夫	丹波篠山市辻962番地 3
同	波 部 康 則	同 市小中258番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 西 益 美	丹波篠山市小中325番地
同	中 野 敏 朗	同 市辻1175番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 相原土地改良区

|       |         |                    |
|-------|---------|--------------------|
| 退任役員  |         |                    |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |
| 理 事   | 高 田 和 明 | 淡路市志筑3266番地 1      |
| 同     | 奥 和 道   | 洲本市五色町鮎原神陽600番地136 |
| 同     | 木 田 一 也 | 同 市五色町鮎原下663番地 3   |
| 同     | 政 処 眞 己 | 同 市五色町鮎原下496番地 1   |
| 同     | 古 家 千津子 | 同 市五色町鮎原中邑425番地    |
| 監 事   | 木 田 清 文 | 同 市五色町鮎原下443番地     |
| 同     | 羽 坂 俊 彦 | 同 市五色町鮎原中邑259番地 1  |
| 同     | 笹 谷 正 二 | 同 市五色町鮎原下271番地     |



## 1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                                           | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|
| 兵庫県美方郡新温泉町芦屋812-1<br>松本 斎<br>同 県同 郡同 町釜屋281<br>田畑 富治 | 浜坂町 | 浜坂漁業協同組合                            |

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

令和8年9月8日から同月22日まで

## (2) 縦覧場所

浜坂町加入区 兵庫県美方郡新温泉町芦屋633番地の1 浜坂漁業協同組合

~~~~~

兵庫県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年9月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年9月8日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 神戸加東線	加東市山国字余田坂2042番2から 同 市山国字小山1273番2まで	旧	6.0から 19.0まで	665.0	
		新	10.0から 23.0まで	665.0	

~~~~~

## 兵庫県告示第943号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 指定区域

| 区域名   | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名 | 地番                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----|-----|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 熊波(2) | 美方郡 | 香美町 | 村岡区熊波 | 大畑  | 739番1の一部、740番、741番1の一部、742番1、742番2の一部、760番の一部、761番の一部、762番1の一部、763番の一部、764番、783番、784番1、784番2、785番、787番、793番から796番まで、798番、799番、800番1、800番2、801番1、801番2、802番、805番の一部、785番から787番に至る地先の道路敷、794番から798番に至る地先の道路敷、801番1から805番に至る地先の水路敷の一部 |

~~~~~

兵庫県告示第944号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和8年9月17日（木）午後2時から午後2時30分まで

2 場所

神戸市長田区浪松町三丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社シティハウス

代表者氏名 山下 逸男

事務所所在地 神戸市東灘区住吉東町二丁目6番25-206号

免許番号 兵庫県知事（9）第8945号

免許年月日 令和3年12月18日

~~~~~

## 兵庫県告示第945号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                               | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 第R07中播位置<br>0010号 | 8.8.21           | 揖保郡太子町東南字前田147番1の一部、<br>148番1の一部 | 6.00~6.24    | 52.49        |

~~~~~

兵庫県告示第946号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年9月8日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地
たつの市揖西町小神839番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
小神自治会	たつの市揖西町小神578番 1

- ### 3 指定する理由

たつの市揖西町小神地域内一級河川揖保川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第947号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R07淡路位置 0004号	8. 8. 24	洲本市物部字池尻280番の一部	6. 00	50. 00

公安委員會告示

兵庫県公安委員会告示第185号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級
 - (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
 - (3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級及び 2 級
 - (5) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級
- 2 実施日時
 - (1) 1 級
令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 9 時から正午まで
 - (2) 2 級
令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 2 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目 1 番 16 号
兵庫県警察本部第二庁舎 202 会議室
- 4 審査対象者
 - (1) 1 級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」と

いう。)、常駐警備(以下「常駐警備」という。)、交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)、核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。))及び貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。))に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。))であって、同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。))に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。))の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)

6 審査の申請手続

(1) 受付期間

令和8年9月14日(月)から同月25日(金)までの間(対面による申請にあつては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。))の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(イ) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所地在明となる書面をいう。)

(ロ) 前記(3)のイに規定する営業所の所在地を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ハ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、(イ)又は(ロ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類(電磁的記録を含む。))について、前記(3)の申請窓口における対面による申請又は電子申請により申請するものとする。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課

において配布している。

8 手数料

手数料は、1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付するものとする。

なお、受付後の審査手数料は、返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3425

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 宇田川 佳 宏

1 落札に係る物品等又は役務の名称

刑事手続きIT化に伴う機器等賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和8年8月24日

4 落札者の名称及び住所

FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号

5 落札金額

4,171,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年7月14日